

武蔵野ふるさと歴史館開館によせて



武蔵野ふるさと歴史館外観

1 はじめに

東京都のほぼ中央に位置する武蔵野市は、東西 6.4 キロメートル、南北 3.1 キロメートル、平坦な地形にめぐまれ、昭和 22 年、特別区に隣接する郊外住宅都市としてスタートした。

現在は、人口約 14 万人、新宿から約 12 キロメートル、電車で約 20 分の至近にあり、23 区と多摩地区を結ぶ東京の「芯」となっている。

他の自治体と同様に、本市においても郷土の歴史、文化を守り伝えていく機運は、戦後、人々の生活が豊かになっていく中で高まり、様々な形で取り組みとなって表れ、特に、本市では、昭和 37 年から平成 24 年までの 50 年間にわたって、市史編さん事業に取り組み、

近世・近代の文書資料を収集し、現在、その一部は市指定文化財として指定され保存、管理されていることもその一つである。

また、平成元年に武蔵野村誕生（明治 22 年）から 100 年を迎えたことを記念して、明治 22 年から平成 17 年までの、武蔵野地域の歴史や武蔵野市の動きを『武蔵野市百年史』としてまとめ、その過程で収集した公文書についても保存、管理してきた。

この市史編さんと百年史編纂は、時期的に並行して行われ、担当部局も市史編さんは教育委員会部局、百年史編纂は市長部局となっているほか、編纂方式も異なっている。

昭和 46 年「武蔵野市郷土資料館建設に関する請願」を端緒とした、市民、行政一体となった郷土資料館、歴史資料館建設の取り組みは、昭和 63 年、開村一〇〇年委員会から、「武蔵野歴史資料館（仮称）」と「武蔵野民俗資料館（仮称）」の建設に着手すべきとの提言のほか、長期計画に掲げられ、第二期長期計画・第二次調整計画において、「歴史資料館の建設」と「民俗資料館構想の推進」が示されるなど、重点事業として位置づけがされてきた。しかし、バブル経済の崩壊により、不要不急な施設については着手しないとの方針を受け、新規施設の建設は困難となった。このように、従前から施設の必要性は認識されながらも、巨額の施設建設費などが課題となり、長期間にわたって計画は見送られてきた。

2 歴史館設置の経緯

このような状況の中で、平成 22 年、庁内に設置した「武蔵野市歴史資料館（仮称）調査検討委員会」で、新設ではなく既存施設の活用を提案し、短期的に着手すべき取り組みとして、民俗資料、古文書、歴史公文書、戦争関係資料などの収集、整理、保存、展示を提言した。

これは、平成 23 年に国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書などを、国民が主体的に利用し得るよう担保するための、「公文書等の管理に関する法律」

が施行されたことを踏まえたものである。また、一方、同年7月には、武蔵野市に「ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス」が開館し、西部図書館の機能が移転したことから、旧西部図書館施設の活用方法も課題となり、これらの状況を踏まえ、第五期長期計画において「旧西部図書館は、市民が利用可能なスペースを備えた歴史資料館として再整備することとし、その活用方法については、今後検討を進める。」とされた。

これに基づき、市長部局では「武蔵野市歴史資料館（仮称）整備計画検討委員会」を設置し、施設の具体的な内容や管理運営方法等について検討し、平成25年3月、「武蔵野市歴史資料館（仮称）整備計画」を策定し、同年4月には、歴史資料館開設準備担当を教育委員会部局に設置し準備を進めた。

これを受け、担当では、武蔵野市民はもとより、武蔵野市を訪れる多くの人々に武蔵野市の歴史・文化を伝え、生涯学習のきっかけづくりや、これからの武蔵野市に想いをよせる活動の場所になることを目標とする、「歴史資料館（仮称）管理運営基本方針」（以下、「当初方針」という。）を平成25年11月策定した。さらに、この「当初方針」に基づき、武蔵野市の歴史等の調査、研究、保護及び普及に関する事業を行うことにより、歴史等に関する市民の理解を深め、生涯学習の振興を図るとともに、広く教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的として、「武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館」（以下「歴史館」という。）を平成26年12月14日に開館した。

歴史館では、武蔵野市の歴史、文化を次世代に伝える拠点として、地域の歴史、文化資源を活用した事業を展開し、平成26年度から27年度にかけて、企画展示を3回実施したほか、特別講演会、市民向け講座等を開催し、市民の地域に対する関心や愛着を醸成し、地域文化の担い手を育成することに取り組んでいる。

また、その運営にあたっては、歴史館の諸活動の目的を明確化、共有化し、広く市民に

提示して、不断に活動の検証と改善を行っていくことが求められていることから、平成26年から平成30年までを計画期間とする、「武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館管理運営基本方針」に基づく運営を行っている。

3 歴史館の歴史公文書について

平成26年4月に教育委員会内に歴史資料館開設準備担当が置かれ、その当初から歴史公文書の管理は重要な課題の一つであった。これまで永年保存として市の公文書庫に保管されていた公文書は、30年保存文書に保存年限が変更になることもあり、文書の移管の枠組みと条例等の整備が求められたのである。武蔵野市の場合、現用文書は文書管理規則に基づいて管理されている。これを踏まえ、歴史公文書を条例・規則等のどのレベルで管理するのか検討が必要とされた。現用文書は、情報公開条例が適用されるため、条例でなく規則による管理がなされていても、訴訟等が起こった際に問題が生じない。しかし、武蔵野市の情報公開条例は行政文書のみに適用され、歴史公文書は適用除外になっているため、歴史公文書は規則ではなく条例で定めなければならないのであった。多くの市町村の情報公開条例が、行政文書ではなく、公文書に適用されている形をとっているため、公文書管理は条例でなく、規則で行っている場合が散見されるのである。（歴史公文書も公文書であることに変わりはなく、情報公開条例が適用されるので規則での運用が可能なのである。）

武蔵野市では大きく2つの理由で歴史公文書を条例で規定することにした。1つは、歴史公文書の利用等に際しては、利用制限の可能性が生じるため条例を制定しなければならない、というものである。2つ目は公文書管理法の存在で、この法律が制定された後に作られた公文書館は条例で歴史公文書管理を行っており、公文書管理法を重く受け止めたからである。

武蔵野ふるさと歴史館（構想時は歴史資料

館)の文書収蔵庫のスペースは限られており、現用文書を全て歴史館に移管し、歴史的な価値から必要なものを特定歴史公文書として保管する国などの方法をとることは困難であった。このため、主管課は予備的判断として、公文書の移管・廃棄等を決め、歴史館はその判断を斟酌した上で、現物資料に1点1点当たり、歴史館に最終的に移管される公文書を選別し、最終的に選別された公文書を歴史公文書と呼ぶ。このため、特定歴史公文書は存在せず、歴史公文書という概念があるのみである。

歴史公文書等の管理に関する条例、利用規則と同時に考えなければならなかったのが、主管課が歴史館に移管する公文書の選別基準を作ることであった。他の公文書館の基準を調べる中で、公文書の選別基準には、これだよという正解はないのだと気づかされた。武蔵野市は武蔵野市の実情に合ったオリジナルなものを作らなければならないのである。公文書の選別基準には、大きく分けて2つのタイプのものがある。1つは大まかな基準のみを定めている場合で、もう1つは詳細な選別基準を定めている場合である。武蔵野市は、詳細かつ具体的な基準を定めることを目指した。基準が詳細にわたっている方が、担当者間での「ブレ」が少ないと考えたのである。しかし、総務課との協議の中で、パソコン上で主管課の担当者が選別基準を選択することを考えると、基準の数は少ないほうがよいのではないかということになった。この協議を経て、3つの大分類を中心とした選別要綱に加え、25の選別ガイドライン、更に詳細なガイドラインの具体的例示という3段階からなる基準を設けた。

また、公文書収蔵庫をどのようなものにするかも、検討課題であった。最終的には窓等もない完全に密閉した空間をつくり、断熱材を使用するのみで空調による温度管理は行わず、湿度の管理のみを行うことにした。公文書の燻蒸後の歴史館への移管、中性紙箱を使つての歴史公文書の保存などに現在取り組

んでいる。

歴史館が開館し、約1年がたち、目録に基づく歴史公文書の公開も始まり、1月末時点で研究者等による利用請求と、市役所各課からの請求は半々である。

また、30年保存文書の選別も始まり、様々な課題も見つかった。歴史公文書の管理は、公文書と表裏一体のものであり、総務課との協議、各主管課への説明を重ねながら、1歩づつ前進していくものであると考えている。

4 歴史館所蔵の古文書について

武蔵野市域に関する文献は、古代・中世のものが少なく、ほとんどが近世以降のものである。古代・中世に関する文献には、わずかな墨書土器・板碑の銘文などがあるのみで、それらの分布によると、当時は井之頭池の周辺にわずかな集落が存在していた可能性がある。近世初期・中期に入り、新田開発によって村が開かれ、萱の野原であった「札野」に畑と住居が展開するようになった。このように、歴史的展開が文献の残存の様子に影響を与えているのである。

近世における武蔵野市域は、近世村でいえば、多摩郡吉祥寺村、同郡西久保村、同郡関前村(享保期新田村として関前新田がある)、同郡境村(享保期新田村として境新田がある)、同郡井口新田飛び地の範囲にあたり、石高はおおよそ高2000石分である。何れも17世紀中頃から18世紀中頃(享保期)にかけての新田開発により成立した新田村である。吉祥寺村、西久保村は江戸の都市範囲の拡張に伴い江戸の住民が移住したことにより成立し(それぞれ現、文京区、港区)、関前村は豊島郡関村(現、練馬区)の住民が、境村は多摩郡保谷村(現、西東京市)・多摩郡檜原村人里(現、西多摩郡檜原村)の住民が移住するなどして漸進的に成立した。吉祥寺村、西久保村、関前村の一部(関前新田を除く)における耕地地形は、住民が計画的に移住したため、五日市街道を中心に短冊地形をなしている(この短冊地形は「幟」^{のぼり}と称される)。武

蔵野市域全体は、土壌の性質などの事情により畑作地域であり（水田はない）、土地の生産力もあまりよくなかった。そのため、江戸から下肥などを購入し、江戸へ蔬菜類などを送る家が多かった。

このうち、各村に特徴のある近世の地方文書が残っている。有形文化財の指定を受けている関前村井口家文書（高札を含む）、西久保村井野家文書、西久保村榎本家文書をはじめ、境村秋本家文書、吉祥寺村河田家文書、境村平野家文書、境村後藤家文書、関前村延命寺文書などがある（点数からいえば、関前村井口家文書、境村秋本家文書が双璧で、それぞれ2400点以上、3800点以上を数える）。開村当時の検地帳（吉祥寺村、関前村など）や、年貢割付状・宗門人別帳・村明細帳・御用留など、村政に関わる基本的な古文書が残っている。また、境村秋本家文書では、百姓身分（村役人家、秋本家）であるにも関わらず、旗本の家中となり、その家の地方支配に関わる人物を輩出し、近藤勇により天然理心流の剣術稽古もうけていることがわかる。このように、近世の武蔵野市域においては、身分・地域を越えた活発な動きを確認することができる。

これらの地方文書には、近代の古文書も数多く含まれている。特に、井口家文書の御門訴事件に関するもの、境村秋本家文書の秋本喜七の政治家としての活動に関するもの、鉄道会社の運営に関するもの、中島飛行機の勤務に関するものは特筆に値する。

これらの古文書の目録は『武蔵野市史史料目録編』（1～3）（武蔵野市）に、研究成果は『武蔵野市史』（武蔵野市）に、翻刻文は『武蔵野市史』資料編のシリーズ（資料編・続資料編1～13）（武蔵野市）にまとめられている。

これらの古文書のほとんどは、当館に寄贈、寄託されているものの、歴史館に所蔵スペースがないため、武蔵野市立中央図書館の書庫に収納している。閲覧の際は、希望者によって所定の「資料利用申請書」に記入の上、その内容を歴史館の職員が資料の状態を確認し閲覧の可否を判断したうえで、中央図書館

か歴史館か何れかにおいて閲覧に供している（原則としてデジタルカメラ撮影可、掲載は要相談、古文書コピーによる複写サービスは行っていない）。閲覧の要望は研究利用と古文書学習利用がほとんどである。このように、古文書閲覧環境は恵まれているとはいえないが、可能な限りで対応する努力をはらっている。そのほか、歴史館における常設展示や企画展示において、古文書の現物やレプリカを展示し、古文書を通して歴史文化に関する普及・啓発活動につとめている。

武蔵野ふるさと歴史館

田川良太・栗原一浩・高尾善希